



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B18巻一投資銀行及び仲介**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B18 巻－投資銀行及び仲介

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B18 巻一投資銀行及び仲介

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の[permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org)に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org)への電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## 投資銀行及び仲介

---

### 産業に関する記述

「投資銀行及び仲介」産業は、資本調達及び資本配分プロセスの支援、並びに会社、金融機関、政府、富裕層の個人のためのマーケット・メイキングやアドバイザーサービスの提供を含む、資本市場においてさまざまな機能を担っている企業により構成される。具体的な活動には、報酬に基づく金融アドバイザーサービス及び証券引受サービス、投資家のために手数料又は報酬に基づき証券又はコモディティの売買契約及びオプションを売買することを含む、証券又はコモディティの仲介活動、並びに株式、債券、通貨、コモディティ及び他の証券を顧客又は自己のために売買することを含む、トレーディング及び本人としての投資活動（**principal investment activities**）が含まれる。投資銀行はまた、インフラ及びその他のプロジェクトのために融資を新規実行したり、証券化したりする。この産業に属する企業は、グローバルな市場から収益（**revenues**）を生み出しており、したがって、さまざまな規制環境にさらされている。この産業は継続して、システミック・リスクを表すオペレーションの諸側面を改革し開示するよう規制上のプレッシャーに直面している。具体的には、企業は新しい資本規制、ストレス・テスト、自己取引の制限及び報酬実務に対する強化された監督に直面している。

注：SASBの「投資銀行及び仲介(FN-IB)」基準は、「純粋な」投資銀行及び仲介サービスを扱っており、SASBはこの基準が、不動産金融、商業銀行、消費者金融、資産運用及び管理業務、並びに保険といった、統合された金融機関が行うすべての活動を含むというわけではない場合があることを認識している。これらの産業におけるサステナビリティの論点を扱う別個のSASB会計基準が利用可能となっている。

## サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
投資銀行及び仲介活動における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み	環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の統合を組み込んだ、(1)引受け、(2)アドバイザー及び(3)証券化取引から生じた産業別の収益 (revenue)	定量	報告通貨	FN-IB-410a.1
	環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の統合を組み込んだ投資及び融資の産業別の(1)件数及び(2)合計額	定量	数、報告通貨	FN-IB-410a.2
	投資銀行及び仲介活動に環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因を組み込むためのアプローチについての記述	説明及び分析	該当なし	FN-IB-410a.3
移行リスクへのエクスポージャー	主要な各ビジネスラインについて、産業別の: (1)絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出並びに (2) 関連する収益 (revenue) (すなわち、ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) )	定量	CO <sub>2</sub> 換算メートルトン(t)、表示通貨	FN-IB-1
	ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) を計算するために用いた方法の記述	説明及び分析	該当なし	FN-IB-2

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
(a)引受け、(b)アドバイザー及び(c)証券化取引の(1)件数及び(2)価値 <sup>24</sup>	定量	数、表示通貨	FN-IB-000.A

<sup>24</sup> FN-IB-000.A に関する注記 – シンジケート取引の場合は、企業が説明責任を負う価値のみを含めなければならない。

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
セクター別の自己勘定投資及び融資の(1)件数及び(2)価値 <sup>25</sup>	定量	数、表示通貨	FN-IB-000.B
(a)債券、(b)株式、(c)通貨、(d)デリバティブ及び(e)コモディティ商品に関するマーケット・メイキング取引の(1)件数及び(2)価値	定量	数、表示通貨	FN-IB-000.C

<sup>25</sup> FN-IB-000.B に関する注記 - 企業は、投資先及び借手の分類に 世界産業分類基準 (GICS) North American Industry Classification System (NAICS) を用いなければならない。

## 投資銀行及び仲介活動における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み

### トピックサマリー

環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因は、投資銀行がサービスを提供又は投資する、さまざまな産業に属する企業、資産及びプロジェクトに重要性がある (material) 意味合いを有する可能性がある。したがって、引受け、アドバイザー、並びに投資及び融資活動において、これらの要因を考慮することにより、投資銀行は、重大な (significant) 正及び負の環境及び社会的外部性に対処することができる。ESG 要因に関連する価値の創造及び損失の両者の可能性は、投資銀行及び仲介業者が、これらの ESG 要因を、セルサイド・リサーチ、アドバイザーサービス、オリジネーション、引受け、及び本人としての取引 (principal transactions) を含むすべてのコア商品の分析及び評価に組み込む責任を、株主及び顧客に対して有することを示唆している。これらのリスク及び機会への対処ができない投資銀行及び仲介業者は、風評及び財務上のリスクの増大にさらされる可能性がある。一方、ESG リスクを適切に反映する (pricing) ことによって、投資銀行の財務リスクエクスポージャーを削減、追加収益 (revenue) を生成、又は新しい市場機会を創出 (又はこれらの複数のもの) する可能性がある。この産業の企業が、この課題に関するパフォーマンスをどの程度うまく管理しているかを投資家が理解できるように、投資銀行は ESG 要因がコア商品及びサービスにどのように組み込まれているかを開示すべきである。

### 指標

#### FN-IB-410a.1. 環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の統合を組み込んだ、(1)引受け、(2)アドバイザー及び(3)証券化取引から生じた産業別の収益 (revenue)

- 1 企業は、企業が環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の統合を組み込んだ取引から得られた総収益 (revenue) を報告しなければならない。
  - 1.1 ESG 要因の統合は、重要性がある (material) ESG 要因を引受け、アドバイザー及び証券化活動に体系的かつ明示的に含めること、として定義し、企業の Environmental and Social Risk Management (ESRM) グループによる取引のレビュー、又はスクリーニング (排他的、インクリューション又はベンチマーク) (又はこの両方) を含む場合があるが、これらに限定されない。
    - 1.1.1 企業は、ESG 要因が前述の活動にどのように統合されているか記述しなければならない。
- 2 企業は、(a)引受け、(b)アドバイザー及び(c)証券化を含む主要なビジネス活動からの収益 (revenue) を区分しなければならない。
  - 2.1 引受けは、株式又は負債証券のいずれかを発行する会社及び政府の名において、企業が投資家から投資資本を調達する活動と定義する。これには、公募及び私募を含み、国内及びクロス・ボーダー取引、並びに融資を含むさまざまな証券及びその他の金融商品の買収資金調達を含む。引受けには、企業の引受活動に関連して、公的及び民間部門の顧客と締結されたデリバティブ取引も対象とする。
  - 2.2 アドバイザーは、企業が機関投資家の顧客に報酬に基づく金融アドバイスを提供する活動と定義する。ウェルス・マネジメント及び資産管理活動は除外する。

- 2.3 証券化は、企業が他の金融資産を組み合わせて金融商品を組成し、再パッケージ化された金融商品のさまざまな層 (tier) を、投資家に販売するプロセスと定義する。これには、住宅及び商業用不動産ローン、社債、融資、並びにその他のタイプの金融資産を証券化媒体 (信託、企業体、有限責任会社等) に売却すること、又は再証券化することによる証券化を含む場合がある。
- 3 企業は、取引からの収益 (revenue) を産業別に区分しなければならない。
- 3.1 企業は、取引の分類に、世界産業分類基準 (GICS) の 6 桁の産業レベルのコード North American Industry Classification System (NAICS) を用いなければならない。
- 3.1.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムその開示において、NAICS 3 桁サブセクターのコードレベルの内訳を用いなければならない。
- 3.1.2 企業は、GICS と異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示開示時に入手可能な最新版の NAICS を使用しなければならない。
- 4 企業は、エクスポージャーの金額ベースで、少なくとも上位 10 の産業、又はエクスポージャー全体の金額の 2%以上を占める産業について、開示を提供しなければならない。

**FN-IB-410a.2. 環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の統合を組み込んだ投資及び融資の産業別の(1)件数及び(2)合計額**

- 1 企業は、環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の統合を組み込んだ自己勘定投資及び融資の件数を報告しなければならない。
- 2 企業は、ESG 要因の統合を組み込んだ自己勘定投資及び融資の価値を報告しなければならない。
- 3 開示の範囲には、負債証券及び融資、上場及び非上場株式、インフラ、並びに不動産等のさまざまな資産クラスにわたる企業の投資及びリレーションシップ・レンディング活動を含む。これらの活動には、上場及び非上場取引証券並びに融資への直接投資、並びに企業が管理する投資ファンド及び外部者が管理するファンドを通じた投資を含む。
- 3.1 開示の範囲からは、企業向け、個人向け、及び不動産ローンの融資活動を除外する。
- 4 ESG 要因の統合とは、自己勘定投資及び融資に関連する企業の意思決定プロセスに情報提供するために、定性的なリスク及び機会、定量的な指標、並びに ESG 変数のモデルへの組み込みを通じて、重要性がある (material) ESG 要因を伝統的なファンダメンタル財務分析に体系的かつ明示的に含めるものと定義する。
- 5 企業は、投資及び融資の件数並びに価値を産業別に区分しなければならない。
- 5.1 企業は、世界産業分類基準(GICS)の 6 桁の産業レベルのコード North American Industry Classification System (NAICS) を取引の分類に用いなければならない。
- 5.1.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムその開示において、NAICS 3 桁サブセクターのコードレベルの内訳を用いなければならない。

- 5.1.2 企業は、GICS と異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示開示時に入手可能な最新版の NAICS を使用しなければならない。
- 5.2 企業は、エクスポートの金額ベースで少なくとも上位 10 の産業、又はエクスポート全体の金額の 2%以上を占める産業についてのエクスポートに関する開示を提供しなければならない。

### FN-IB-410a.3. 投資銀行及び仲介活動に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチについての記述

- 1 企業は、環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を投資銀行及び仲介活動に組み込むためのアプローチについて記述しなければならない。
- 1.1 ESG 要因の組み込みの定義は、Global Sustainable Investment Alliance（GSIA）の定義と整合し、投資の意思決定プロセスにおける ESG 情報の利用を含める。
- 1.2 ESG 要因又は課題の例は PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018 年版のセクション「ESG issues（ESG の課題）」に提供されている。
- 1.3 投資銀行及び仲介活動の範囲には、(a)引受け、(b)アドバイザー、(c)証券化、(d)投資及び融資、並びに(e)証券サービスを含むが、これらに限定されない。
- 1.3.1 引受けは、株式又は負債証券のいずれかを発行する企業会社及び政府の名において、企業が投資家から投資資本を調達する活動と定義する。これには、公募及び私募を含み、国内及びクロス・ボーダー取引、並びに融資を含むさまざまな証券及びその他の金融商品の買収資金調達を含む。引受けには、企業の引受活動に関連して、公的及び民間部門の顧客と締結されたデリバティブ取引も対象とする。
- 1.3.2 アドバイザーは、企業が機関投資家の顧客に報酬に基づく金融アドバイスを提供する活動と定義する。ウェルス・マネジメント及び資産管理活動は除く。
- 1.3.3 証券化は、企業が他の金融資産を組み合わせて金融商品を組成し、再パッケージ化された金融商品のさまざまな層（tier）を、投資家に販売するプロセスと定義する。これには、住宅及び商業用不動産ローン、社債、融資、並びにその他のタイプの金融資産を証券化媒体（信託、企業体、有限責任会社等）に売却すること、又は再証券化することによる証券化を含む場合がある。
- 1.3.4 投資及び融資には、負債証券及び融資、上場及び非上場株式、インフラ、並びに不動産等のさまざまな資産クラスにわたる短期及び長期の投資及びリレーションシップ・レンディング活動を含む。
- 1.3.5 証券サービスには、(i)資金調達サービス（証券で担保されたマージン・ローンによる企業顧客の証券取引活動）、(ii)証券貸付サービス（顧客である機関投資家の空売りを対象とする証券の借入及び貸付、企業の空売りを対象とする証券の借入又は市場への引渡し、ブローカー間の証券貸付、並びに第三者機関への貸付活動）、及び(iii)その他のプライム・ブローカレッジ・サービス（清算及び決済サービス）を含む。
- 2 企業は、ESG 要因の組み込みの実務の諸側面を適用するための企業のアプローチを記述しなければならない。

- 2.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
  - 2.1.1 通常業務の中で ESG 要因の組み込みを担当する当事者
  - 2.1.2 関与した従業員の役割及び責任
  - 2.1.3 ESG 関連調査を実施するためのアプローチ
  - 2.1.4 製品及びサービスに ESG 要因を組み込むためのアプローチ
- 3 企業は、ESG 要因の組み込みに対する監督又は説明責任のアプローチを記述しなければならない。
  - 3.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
    - 3.1.1 公式な監督に関与した個人又は機関（又はこの両方）
    - 3.1.2 関与した従業員の役割及び責任
    - 3.1.3 ESG 組み込みの品質を評価する際に使用される規準
- 4 企業は、その投資銀行及び仲介活動にわたって、将来の ESG 動向のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリング（又はこの両方）を実施しているかどうかについて説明しなければならない。
  - 4.1 関連する場合には、企業は、(a)引受け、(b)アドバイザー、(c)証券化、(d)投資及び融資並びに(e)証券サービスのビジネスラインを含む、具体的なビジネス活動において、シナリオ分析が実施されているかどうかについて開示しなければならない。
  - 4.2 ESG 動向には、気候変動、天然資源の制約、人的資本のリスク及び機会並びにサイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない。
- 5 企業は、セクター又は産業固有とみなす ESG 動向と同様に、セクター及び産業への影響（impact）の観点から、セクター及び産業全体に幅広く適用されるとみなす ESG 動向について説明しなければならない。
  - 5.1 企業はさらに、ビジネスライン別に、企業のポートフォリオについて、地理的エクスポージャーの文脈において説明を提供する場合がある。
- 6 企業は、ESG 要因に対するリスクの重大な（significant）集中について記述しなければならない。これには、炭素関連資産、水ストレス地域、サイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない。
- 7 企業は、ESG 要因が、どのように評価に組み込まれ、以下に対する企業の見解に影響を与えるか（influence）を記述しなければならない。
  - 7.1 顧客又は個別取引のリスク・プロファイルに影響を与える（affect）経済状況、中央銀行の金融政策、産業動向及び地政学的リスク等の伝統的なマクロ経済要因
  - 7.2 顧客の信用力に加え、財政状態及び経営成績に影響を与える（affect）製品又はサービスの需要及び供給等の伝統的なミクロ経済要因
  - 7.3 投資及び融資の時間軸
  - 7.4 投資並びに融資のリスク及びリターンプロファイル
  - 7.5 (a)引受負債及び株式証券、(b)アドバイザー取引（合併及び買収等）及び(c)証券化資産に関するリスク・プロファイル

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 8 企業は、以下のような投資銀行及び仲介取引に ESG 要因を組み込むためのアプローチに関する追加的な定量的測定値を開示する場合もある。
  - 8.1 「エクエーター原則」(EP III) (又は同等のもの) に従って審査された投資銀行及び仲介取引に関する「EP カテゴリー」別の件数
  - 8.2 環境及び社会リスクの審査を実施した投資銀行及び仲介取引の件数 (例えば、企業の Environmental and Social Risk Management (ESRM) グループによるもの)

## 移行リスクへのエクスポージャー

### トピックサマリー

低炭素経済への移行に関連するリスク及び機会は、資金供与又はその他の資本市場の活動（又はこの両方）及び金融アドバイザーサービスのいずれかの投資銀行サービスを通じて、企業、資産及びプロジェクトに重大な（significant）示唆を有する可能性がある。後者については、政策の変更、技術イノベーション及び市場ダイナミクスの変化によって、銀行の企業価値に最終的に影響する（impact）可能性がある風評被害を含む移行リスクが生じる可能性がある。あるいは、低炭素経済への移行は新しい市場機会を創出し、収益（revenue）の増加につながる可能性がある。引受け、アドバイザー及び証券化活動を含むコア商品及びサービスの提供に関連する温室効果ガス（GHG）排出（「ファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）」と呼ばれる概念）を測定及び開示することは、一般目的財務報告の利用者が、企業の資本市場活動によって生み出す収益（revenue）についての示唆を評価するのに、有用な情報を提供する可能性がある。

### 指標

FN-IB-1. 主要な各ビジネスラインについて、産業別の：(1)絶対総量（absolute gross）の(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び(c)スコープ3排出並びに(2)関連する収益（revenue）（すなわち、ファシリテーションに係る排出（facilitated emissions））

- 1 企業は、各産業について、主要なビジネスライン別のスコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、絶対総量（absolute gross）のファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）を開示しなければならない。
  - 1.1 ファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）は、企業による資本市場及び金融アドバイザーサービスの提供に起因する相手方の総排出量（gross emissions）を指し、GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン（スコープ3）基準に基づき、スコープ3のカテゴリー15（投資）に分類される。
  - 1.2 絶対総排出量（absolute gross emissions）は、CO<sub>2</sub>換算メートルトン単位（すなわち、mt CO<sub>2</sub>-e）で表される、スコープ1排出、スコープ2排出又はスコープ3排出の総量（total quantity）と定義する。
  - 1.3 総排出量（gross emissions）は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出されるGHGである。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 1.4 スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算しなければならない。
- 2 企業は、産業別に、報告期間における主要なビジネスラインの総収益 (revenue) を開示しなければならない。
- 2.1 収益 (revenue) は、IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成された企業の財務諸表に認識された対応する金額と一貫しなければならない。
- 2.2 収益 (revenue) は、企業の表示通貨を用いて開示しなければならない。
- 3 主要なビジネスラインには、以下のような(a)引受け、(b)アドバイザー及び(c)証券化を含むが、これらに限定されない。
- 3.1 引受けは、株式を発行する企業の名において、企業が投資家から投資資本を調達する活動と定義する。これには、公募及び私募を含み、国内及びクロス・ボーダー取引、並びに融資を含むさまざまなその他の金融商品の買収資金調達を含む。引受けには、企業の引受活動に関連して、公的及び民間部門の顧客と締結されたデリバティブ取引も対象とする。
- 3.2 アドバイザーは、企業が機関投資家の顧客に報酬に基づく金融アドバイスを提供する活動と定義する。
- 3.3 証券化は、企業が他の金融資産を組み合わせて金融商品を組成し、再パッケージ化された金融商品のさまざまな層 (tier) を、投資家に販売するプロセスと定義する。これには、住宅及び商業用不動産ローン、社債、融資、並びにその他のタイプの金融資産を証券化媒体 (信託、企業体、有限責任会社等) に売却すること、又は再証券化することによる証券化を含む場合がある。
- 4 開示の範囲には、すべての産業を含めなければならない。
- 4.1 企業は、世界産業分類基準 (GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いなければならない。
- 4.1.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いなければならない。
- 4.2 企業は、GICS と異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示しなければならない。

FN-IB-2. ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) を計算するために用いた方法の記述

- 1 企業は、ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) を計算するために用いた方法を記述しなければならない。
  - 1.1 ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) は、企業による資本市場及び金融アドバイザーサービスの提供に起因する相手方の総排出量 (gross emissions) を指し、GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ 3) 基準に基づき、スコープ 3 のカテゴリ 15 (投資) に分類される。
    - 1.1.1 総排出量 (gross emissions) は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出される GHG である。
  - 1.2 記述には、企業による資本市場及び金融アドバイザーサービスの提供に関連する企業の排出のシェアを帰属するために用いた配分方法を含めなければならない。
  - 1.3 記述には、情報源を含め基礎となる排出量のデータ収集のアプローチを含めなければならない。
  - 1.4 企業は、可能な場合、第三者によって情報源が検証されているか否かを開示しなければならない。
  - 1.5 企業は、見積り、プロキシ及び仮定の利用について記述しなければならない。
  - 1.6 企業が、投資先又は相手方の GHG 排出を含めることができない場合、含めなかった理由を述べなければならない (例えば、忠実な測定を設定できない等) 。